

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県農林水産部農村整備課が所掌する農業農村整備事業等に係る業務において、あらかじめ公募を行い、複数から企画提案書を提出させて、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続（以下「公募型企画競争」という。）を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型企画競争は、次に掲げる業務とし、農林水産事務所長が必要と認めた業務を対象とする。

(1) 標準型

具体的な業務内容を提示することが困難で競争入札が実施できない業務

(2) 簡易型

従来、競争性のない随意契約を行ってきた業務

(業務の選定等)

第3条 農林水産事務所長は、公募型企画競争により契約候補者を特定しようとする場合は、あらかじめ当該業務が前条の規定に該当するか否かを、農林水産事務所における県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議するものとする。

2 選定委員会は、契約候補者を公募型企画競争により特定することとした業務ごとに次に掲げる事項を審議しなければならない。

(1) 応募資格（対象者・参加資格）

(2) 応募要領

(参加資格)

第4条 農林水産事務所長は、公募型企画競争により契約の相手方（以下「契約候補者」という。）を特定しようとする場合は、発注する業務ごとに次の各号に定める事項を、当該業務に係る応募者の参加資格として定めるものとする。

(1) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれ

る者を含む。)

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (4) その他農林水産事務所長が必要と認める事項

（実施の公告）

第5条 農林水産事務所長は、公募型企画競争を実施しようとするときは、次に掲げる事項を、県のホームページへの掲載、庁舎への掲示等により公告するものとする。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 応募資格（対象者・参加資格）
- (3) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項
- (4) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に関する事項
- (5) 企画提案書を特定するための評価基準に関する事項
- (6) 契約候補者の特定等に関する事項
- (7) その他農林水産事務所長が必要と認めた事項
- (8) 契約等に関する事項
- (9) 応募・照会窓口

2 前項の公告は、別に定める公告記載例により行うものとする。

（参加表明書の提出）

第6条 公募型企画競争において企画提案書の提出を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、当該公告において指定する日までに、発注する業務ごとに、参加表明書（様式第1号）及び必要書類（当該公告において指定された場合に限る。）を農林水産事務所長に提出しなければならない。

2 参加表明書の提出期限は、原則として、公告した日の翌日から起算して10日後とする。

（企画提案書の作成、提出）

第7条 参加表明者は、別に定める期日までに次の項目を内容とする企画提案書を作成し提出（様式第2号）しなければならない。

- (1) 標準型：①～⑤
- (2) 簡易型：②～⑤
 - ①技術提案
 - ②過去10年間における同種業務の実績
 - ③配置予定管理技術者の能力
 - ④見積書（積算内訳）

⑤その他応募要領において特に指示された事項

- 2 企画提案書の提出期限は、原則として、公告した日の翌日から起算して10日間以上（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。
- 3 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4 提出された企画提案書は返却しない。

（企画提案書の審査）

第8条 選定委員会は、当該業務の評価基準に基づき提出された企画提案書を審査、採点し、企画提案書を提出した者の中から一位の者を特定するものとする。

ただし、簡易型において、参加資格を有する応募者が1者で、その見積額が契約限度額以内である場合は、採点をせず契約候補者として特定する。

- 2 選定委員会は、前項の規定により審査したときは、提案者の名称、順位、採点の集計結果、その他必要とする書類を評価結果として作成しなければならない。

（契約候補者の決定）

第9条 農林水産事務所長は、選定委員会から契約候補者として特定された者を、契約候補者として決定し、契約候補者として決定した者（以下「特定者」という。）及びしなかった者（以下「非特定者」という。）に企画提案書の審査結果を通知（様式第3号）するものとする。

- 2 非特定者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、農林水産事務所長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 農林水産事務所長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

（参加資格の喪失等）

第10条 当該業務の有資格者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る参加資格を喪失することとなる。

- (1) 第4条に規定する当該業務に係る参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 参加表明書又は企画提案書等に虚偽の記載をしたとき

- 2 前項の場合において、農林水産事務所長は参加表明者に対し、無効とする理由を付して通知しなければならない。

（契約の締結）

第11条 農林水産事務所長は、特定者と、契約限度額の範囲内で契約を締結するものとする。この場合において、特定者が企画提案書に記載した予定担当者等の変更は、原則として認めないものとする。

- 2 特定者が提出した企画提案書は、契約締結以降、契約図書として用いるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第2号)

番 号
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「□□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 〇部 (正1部、副〇部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

〇〇農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail
